

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(平成十七年六月三十日農林水産省令第七十八号)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則(昭和五十一年七月二十四日農林省令第三十六号) 新旧対照表  
(傍線部は変更箇所)

改正後	現行
<p>(届出義務の適用除外)</p> <p>第六十九条 法第五十条第一項の農林水産省令で定める者は、販売(法第四条第一号に規定する販売をいう。)を目的としない製造を業とする製造業者とする。</p> <p>2 法第五十条第二項の農林水産省令で定める者は、飼料の消費者に対し販売することを業とする販売業者であつて、自ら生産した農産物を飼料として販売するものとする。</p> <p>(製造業者等の届出事項)</p> <p>第七十条 法第五十条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 製造、輸入又は販売に係る飼料又は飼料添加物の種類(輸出用又は試験研究用として製造、輸入又は販売するものについては、その旨及び名称)</p> <p>二 当該飼料又は飼料添加物の製造、輸入又は販売の開始年月日</p> <p>三 製造業者にあつては製造する飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類、輸入業者にあつてはその輸入に係る飼料又は飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類</p>	<p>(届出義務の適用除外)</p> <p>第六十九条 法第五十条第一項の農林水産省令で定める者は、販売(法第四条第一号に規定する販売をいう。)を目的としない製造を業とする製造業者とする。</p> <p>2 法第五十条第二項の農林水産省令で定める者は、飼料の消費者に対し販売することを業とする販売業者とする。</p> <p>(製造業者等の届出事項)</p> <p>第七十条 法第五十条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 製造、輸入又は販売に係る飼料又は飼料添加物の種類(輸出用又は試験研究用として製造、輸入又は販売するものについては、その旨及び名称)</p> <p>二 当該飼料又は飼料添加物の製造、輸入又は販売の開始年月日</p> <p>三 製造業者にあつては、製造する飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類</p>

